

(令和3年7月 第12回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
資料5-2 農林水産省提出資料)

食品リサイクル法について



農林水産省



食品に係る資源の有効な利用の確保、食品廃棄物の排出を抑制するため、

- 食品循環資源の再生利用及び発生抑制等に関し基本的な事項を定めるとともに、
- **事業活動に伴い食品廃棄物を排出する食品関連事業者**による**再生利用を促進**する措置を規定
 - ・ **規制的措置**として、再生利用等に当たっての基準を示し、再生利用等の実施目標を設定
 - ・ **再生利用の促進措置**として、優良な再生利用事業者の登録制度、再生利用事業計画の認定制度を規定

食品関連事業者：

- ・食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- ・飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）

1 主務大臣による基本方針の策定（令和元年7月）

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
 - 再生利用の手法の優先順位**
 - ①飼料化
 - ②肥料化（メタン化の際の発酵廃液の肥料利用も含む）
 - ③きのご菌床
 - ④その他（メタン化等）
- ※ 食料自給率の向上効果、栄養価やカロリーの有効活用、再生利用製品の需要が見込まれるか等を考慮

2 再生利用等の促進①

- 食品関連事業者による再生利用等に当たっての基準の提示（省令）
 - ・ **再生利用等を行うに当たっての基準**
 - ※発生の抑制を実施するに当たって講ずるべき措置
 - ・製造・加工過程・・・原材料の使用の合理化
 - ・流通過程・・・食品の品質管理の高度化
 - ・販売過程・・・売れ残りを減少させる工夫
 - ・調理・提供過程・・・調理方法、食べ残しを減らす工夫等
 - ・再生利用等の実施目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等

3 再生利用等の促進②

- 食品廃棄物等発生量等の定期報告（発生量が年間100トン以上の食品関連事業者）
- 食品循環資源の再生利用等の円滑化に向けた、
 - ・再生利用事業者の育成・確保（登録再生利用事業者制度）
 - ・食品リサイクル・ループの形成（再生利用事業計画認定制度）

4 指導、勧告等の措置

- 食品関連事業者に対する指導、助言
 - ・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対して勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

再生利用事業者の育成・確保と食品リサイクル・ループの形成

- ✓ 食品廃棄物等の再生利用事業者の育成を図るため、申請に基づき主務大臣が優良な再生利用事業者を登録。（食品リサイクル法第11条）（登録再生利用事業者制度）
- ✓ 食品関連事業者から発生する廃棄物から肥料・飼料を生産し、それを用いて生産した農産物等を食品関連事業者が取り扱う「食品リサイクル・ループ」の形成を推進。（同法第19条）（再生利用事業計画認定制度）

1 登録再生利用事業者制度

● 廃棄物処理法の特例（食品関連事業者が運搬等を委託する場合）

- ① 荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要【運搬業者、再生利用事業者】
- ② 一般廃棄物の収集運搬及び処分の手数料の上限規制の撤廃【運搬業者、再生利用事業者】

● 肥料法・飼料安全法の特例（都道府県知事又は農林水産大臣への届出不要）【再生利用事業者】

（注）登録審査の基準

再生利用した飼料・肥料等の製造及び販売の実績（1年間）からみて、再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること 等

2 再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）認定制度

食品関連事業者等から排出される食品廃棄物を再生利用した飼料・肥料を農畜水産物の生産に利用し、生産した農畜水産物を食品関連事業者が改めて販売する等の取組を促す観点から、食品関連事業者と再生利用事業者、農業者等の3者が連携して策定した食品リサイクル・ループの事業計画を主務大臣が認定

● 廃棄物処理法の特例（食品関連事業者が運搬等を委託する場合）

- ① 荷積み・荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要【運搬業者、再生利用事業者】
- ② 一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃【再生利用事業者】

● 肥料法・飼料安全法の特例（都道府県知事又は農林水産大臣への届出不要）【再生利用事業者】

食品リサイクルにおける再生可能エネルギー利用の推進に係る対応方針



項目	現状	対応方針
脱炭素に向けたバイオマスのエネルギー利用の推進	現行のバイオマス活用推進基本計画では、バイオマスの エネルギー利用に関する目標 は明示されていない。	脱炭素に向けたバイオマスのエネルギー利用を推進する観点から、次期バイオマス活用推進基本計画において、食品廃棄物を含むバイオマスの エネルギー利用に関する目標の設定 について関係省庁等と協議の上検討する。（閣議決定）
	現行の食品リサイクル基本方針では食品廃棄物の メタン化の優先順位 が低い。	外食産業等の食品廃棄物のエネルギー利用の促進のため、次期食品リサイクル基本方針において、 エネルギー利用の推進、焼却・埋立の削減目標等 について明記する方向で検討する。（告示）
	特に外食産業ではリサイクル率が低く、 焼却・埋立 の割合が高い。	
食品リサイクル法の対象事業者（食品関連事業者）	食品関連事業者に対して発生抑制の目標設定等の措置を求めているが、 社員食堂 や 物流・倉庫業 からの排出が対象外。	社員食堂等の食品関連事業者の者以外の者にまで目標設定等は求め難いものの、広く排出削減を促すため、次期食品リサイクル基本方針において、 社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性 について明記する方向で検討する。（告示）
食品リサイクル法における登録再生利用事業者の登録	登録申請に当たって、 過去 1 年間の特定肥飼料等の製造・販売実績 に関する書類の添付を求めており、新たに事業を開始する者が登録を受けることが困難。	優良な再生利用事業者の育成を促進するため、過去 1 年間に特定肥飼料等の 製造・販売実績がない者 についても 登録 を受けることができるよう見直す方向で検討する。（省令）